

3 大学が独自に設定する科目

■ 履修上の留意事項

「大学が独自に設定する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」もしくは「教育の基礎的理解に関する科目等」については、併せて幼1種=14単位、幼2種・小1種・2種=2単位、中1種・2種=4単位、高1種=12単位以上修得してください。

■ 大学が独自に設定する科目の履修方法について

免許種別		必要 単位数	必修科目	選択科目の履修方法
幼稚園	1種	14	「全人教育論」 (2単位)	① 「全人教育論」以外の「大学が独自に設定する科目」を履修 ② 「領域及び保育内容の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	2		履修の必要なし
小学校	1種	2		
	2種	2		
中学校	1種	4		① 「全人教育論」以外の「大学が独自に設定する科目」を履修 ② 「教科及び教科の指導法に関する科目」の余剰単位で充当 ③ 「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位で充当
	2種	4		
高等学校	1種	12		

4 免許法施行規則第66条の6に定める科目

■ 履修上の留意事項

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を合計8単位以上修得すること。

*余剰単位があったとしても、「大学が独自に設定する科目」等に充てることはできません。